

徳島市まちなかソーシャルビジネス提案事業費補助金
(活性化に繋がる企画提案事業) 交付要綱

(通則)

第1条 徳島市まちなかソーシャルビジネス提案事業における活性化に繋がる企画提案事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和30年規則第14号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中心商店街」とは、中心市街地活性化基本計画(令和4年3月策定)に定める中心市街地(以下「中心市街地」という。)の区域内に所在する商店街をいう。

2 この要綱において、「地域商業団体」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 本市内で小売業(飲食店を含む。)又はサービス業を営む店舗が近接して立地している商店街振興組合連合会、商店街振興組合、事業協同組合及び任意の商店街団体

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める団体

3 この要綱において、「事業者」とは、徳島市内に本社又は主たる事業所を有する法人、税務署に開業届を提出している徳島市内の個人事業主、又は複数社の企業等をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この要綱は、新たなコンテンツ・価値を活性化に繋げるため、中心商店街やその周辺の空き店舗等を活用し、多様な世代が集まるコミュニティスペースづくりや、それらのスペースを活用し、人々が繋がり交流する場を提供するため、地域商業団体や民間事業者等のアイデアやノウハウを活用した新たな取組みを実施することで、中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 地域商業団体、事業者であること。

(2) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合には、当該資格を有し、又は開業までに有する見込みがあること。

(3) 市税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。)を完納している者。

(4) 代表者又は役員が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの密接関係者でないこと。

(5) 空き店舗の所有者又は管理者と生計を一にする者(これらに準ずる者を含む。)でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業は、中心商店街やその周辺の空き店舗等を活用し、多様な世代が集まるコミュニティスペースや来街者等が使用できるレンタルスペースづくり、体験と販売が一体となった店舗など、交流人口の増加につながる事業で、市民や複数の中心商店街に波及効果が及ぶとともに、中心市街地の活性化につなげることを目的とした地域課題や社会的問題解決に向けた持続可能な取組み（以下「補助事業」という。）をいう。

(補助対象期間)

第6条 前条に規定する補助事業の期間は、交付決定の日から当該年度の3月29日又は第11条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が定める日のいずれか早い日までとする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費として前条の事業期間内に発生する経費であって、別表1に掲げる経費とする（ただし、消費税及び地方消費税を除く。）。

(補助金の額等)

第8条 第5条に規定する事業の補助金の額等は、別表1に掲げる額及び率とする。

2 前項の規定により算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、別表1に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。なお、第11条に規定する補助金の交付決定を受ける前に工事を開始してはならない。

(選定審査委員会の設置等)

第10条 前条の規定による企画提案参加申込書兼交付申請書の提出があったときは、市長が別に定める選定審査委員会において、その内容の審査を行うものとする。

2 選定審査委員会は、前項の審査を行うため、補助事業申請者から事業内容等の聴取を行うことができる。

3 市長は、選定審査委員会による審査結果について、事業の決定を行い、様式第2号による結果通知書により補助事業申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定により決定した事業に対して、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助事業者に対して、交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をする場合において、適正な補助金の交付を行うために必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(変更等の承認)

第12条 前条に規定する交付決定を受けた補助対象者は、交付の決定を受けた後において、申請書に記載した事業又は経費の内容を変更、中止又は廃止するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業企画書（任意様式）
- (2) 変更事業計画書（別紙1）
- (3) 変更収支予算書（別紙2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による軽微な変更とは、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業企画の細部の変更であるとき。
- (2) 事業の実施に要する経費の総額2割以内の減額であるとき。

3 市長は、第1項の規定により変更、中止又は廃止を承認するときは、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、補助事業者に変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第11条第1項に規定する通知があった日から20日以内に、交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第12条に規定する報告書は、実績報告書（様式第7号）によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の3月29日のいずれか早い期日までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支決算書（別紙2）
- (3) 補助事業の支出関係を証明する書類（契約書、請求書及び領収書等）の写し
- (4) 補助事業の実施状況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第15条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ必

要に応じて実地調査を行い、補助金の交付決定の内容（第12条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に徳島市まちなかソーシャルビジネス提案事業費補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 前項において確定しようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（補助金の請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、市長が定める方法により、補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第18条 市長は、補助事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定に関わらず、補助事業者に対して交付決定額の5割を超えない範囲で概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の概算払を受けようとするときは、第11条に規定する通知書に補助金概算払申請書（様式第9号）を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消しを行い、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助事業の完了の見込みがなくなったとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の遂行に不正があったとき
- (5) 補助事業の成果が第3条に規定する補助金の交付目的に相当しないとき
- (6) その他この要綱の定めに違反したとき

（補助金の返還）

第20条 補助事業者は、前条の規定により市長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求められたときは、これに応じなければならない。

（関係書類の保管）

第21条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書

類（以下「関係書類」という。）を整理し、かつ、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

（遂行状況報告等）

第22条 市長は、補助事業の遂行状況を把握し、又は適正な補助金を交付するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業遂行状況報告書（様式第10号）の提出を求め、又は関係書類の検査若しくは関係者に対して質問を行うことができる。

（その他必要な事項）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

（別表1）

補助事業	提出書類	対象経費	補助率	限度額
活性化に繋がる 企画提案事業	(1)企画提案参加申込書兼補助金 交付申請書（様式第1号） (2)事業企画書（任意様式） (3)事業計画書（別紙1） (4)収支予算書（別紙2） (5)同意書（別紙3） (6)見積書 (7)工事設計書の写し (8)工事着工前の写真 (9)その他市長が必要と認める書類	店舗改装工事費 広告・印刷費 家賃	2 / 3	2,000 千円